

かのがわ らいこうがわ
**狩野川水系来光川流域において「特定都市河川」
の指定に向けた手続きに着手**

～来光川流域 3 市町で取り組む、流域治水の本格的実践～

国土交通省では、静岡県のカノ川水系来光川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手し、今後関係機関への意見照会等を行いますのでお知らせします。

- 国土交通省では、令和 3 年 11 月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川カノ川水系来光川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。なお、同日付で静岡県知事指定の洞川も同時に手続きに着手しました。
- 今後、同法第 3 条第 8 項の規定に基づき、関係機関（来光川流域に係る静岡県、伊豆の国市、三島市、函南町の長）への意見聴取を行います。

（添付資料）

別紙	「流域治水」の本格的な実践に向けた「カノ川水系来光川等」の特定都市河川への指定
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

（配布先）

中部地方整備局記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ

【問合せ先】

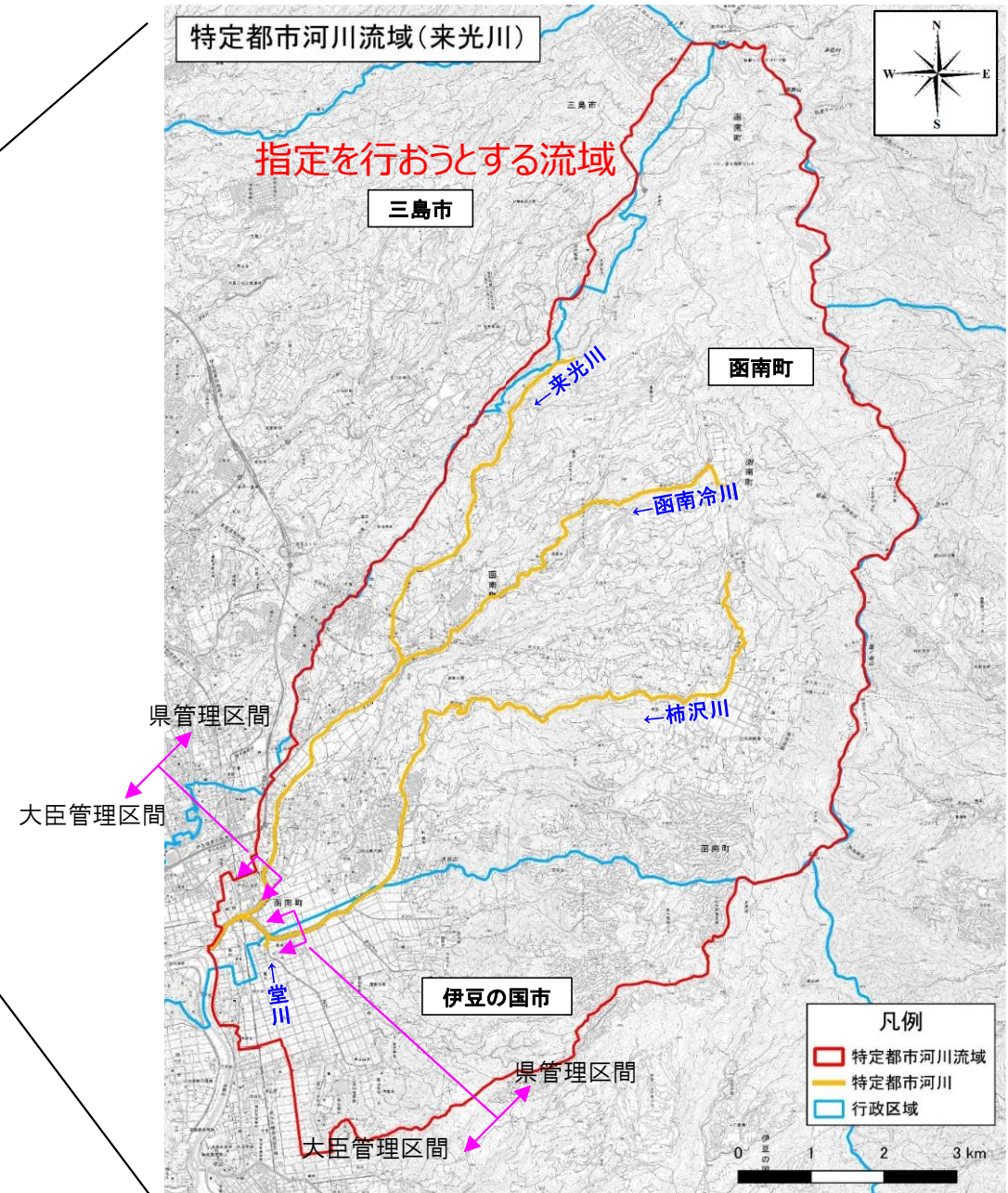
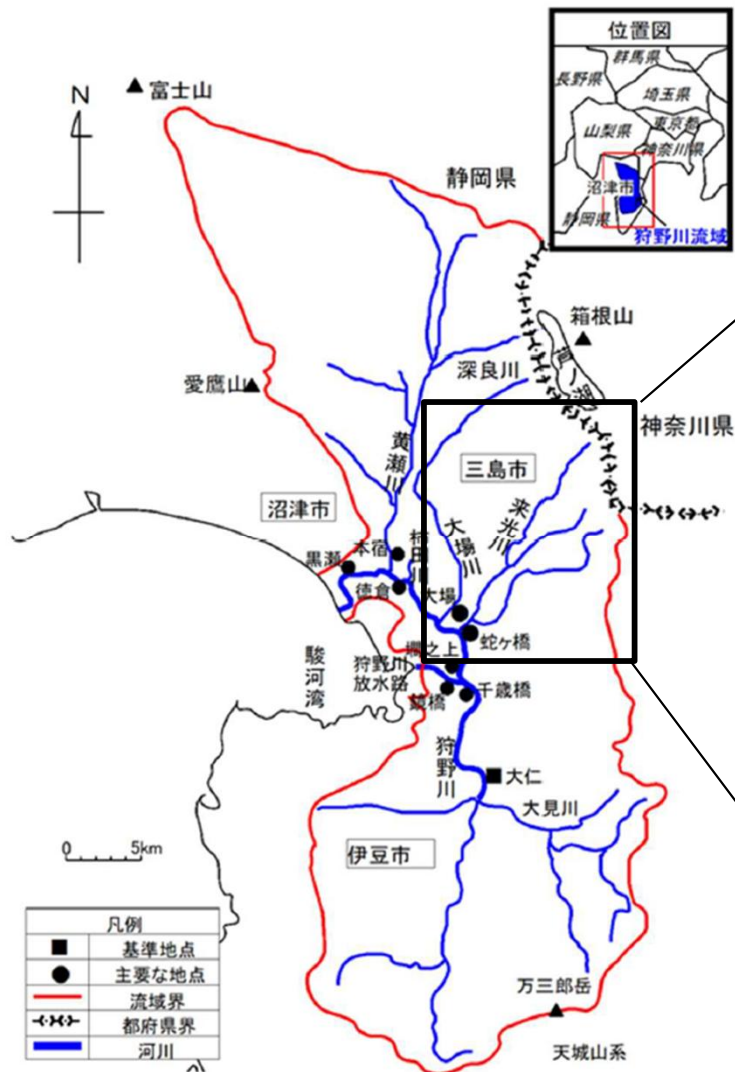
○国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課 TEL (052)-953-8148（直通）
課長：小泉 陽彦（こいずみ あきひこ）
課長補佐：松本 洋和（まつもと ひろかず）

「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系来光川等」の特定都市河川への指定(1/3)

■ 狩野川水系来光川（流域面積：79km²）

幹川流路延長：11.20km（大臣管理区間1.53km、県管理区間9.67km）

別紙



「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系来光川等」の特定都市河川への指定(2/3)

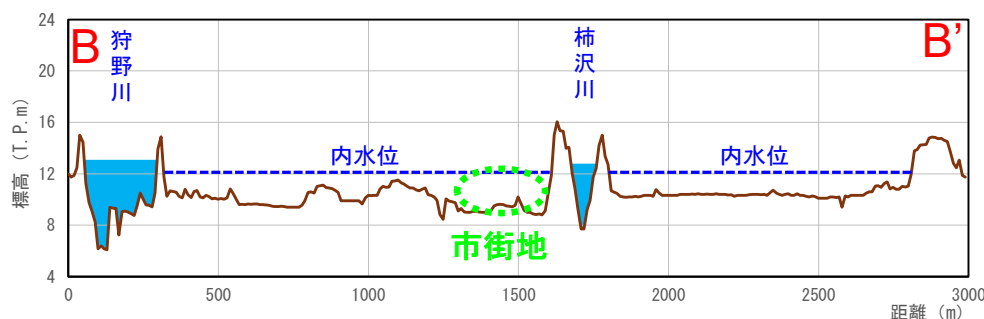
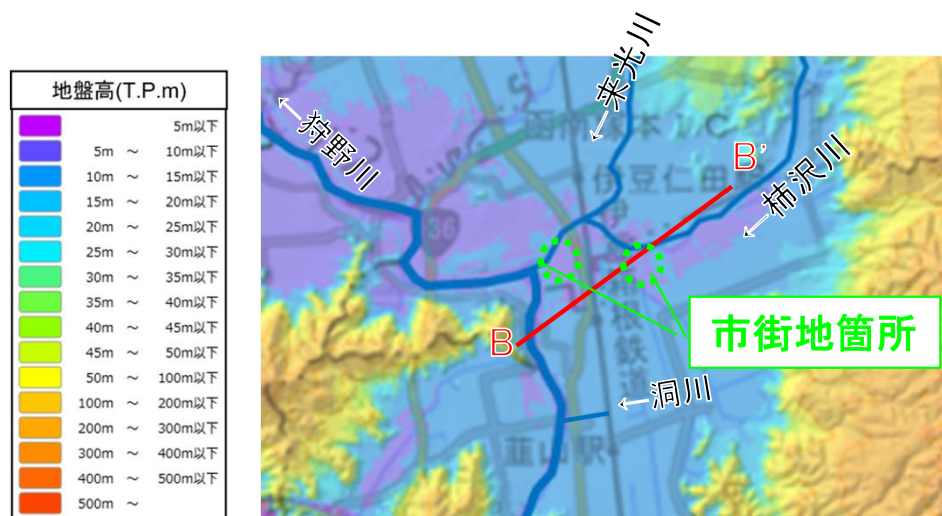
■ 指定を行おうとする河川の区間

河川名		区間	
		上流端	下流端
国土交通大臣指定	来光川	静岡県田方郡函南町桑原字城山 1 3 2 6 番 1 地先	狩野川への合流点
	柿沢川	静岡県田方郡函南町軽井沢字大沢里 1 2 3 番地先	来光川への合流点
	堂川	左岸：静岡県伊豆の国市原木字糠田 1 2 4 2 番 2 地先 右岸：静岡県伊豆の国市長崎字竹之下 1 6 2 番 2 地先	柿沢川への合流点
	函南冷川	静岡県田方郡函南町田代字田ヤシキ 9 9 番 1 地先	来光川への合流点
静岡県知事指定	洞川	左岸：静岡県伊豆の国市四日町字四五六 5 2 6 番 3 地先 右岸：静岡県伊豆の国市四日町字舞台 4 1 1 番 2 地先	狩野川への合流点

「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系来光川等」の特定都市河川への指定(3/3)

来光川流域の特徴

- 狩野川流域では、昭和33年9月（狩野川台風）、平成10年8月洪水、平成16年10月洪水等、たびたび大きな洪水被害が発生してきた。近年発生した令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）においても、主に来光川や洞川を含む狩野川中流域にて内水被害が発生し、甚大な浸水被害が発生した。
- 狩野川中流域のうち、来光川流域および洞川流域は、内水氾濫により甚大な被害が発生する狩野川流域内有数の内水常襲地区であり、地元住民の防災意識も高く、流域一体となった浸水被害対策の推進が望まれているため、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出の抑制や土地利用規制など、流域一体となった浸水被害防止に取り組み、早期に地域の安全性の向上を図る



過去の被害

洪水発生年月	主な被害	主な被害河川	被害要因
平成10年8月	・浸水面積: 317ha ・浸水家屋: 床上223戸、床下297戸 ・一般資産被害額: 167千万円	・来光川、柿沢川、堂川 ・洞川	・有堤部越水 ・内水
平成16年10月	・浸水面積: 27ha ・浸水家屋: 床上5戸、床下15戸 ・一般資産被害額: 4千万円	・来光川、柿沢川、堂川 ・洞川	・内水
令和元年10月	・浸水面積: 240ha ・浸水家屋: 394戸 ・一般資産被害額: 179千万円	・来光川、柿沢川、堂川 ・洞川	・内水
令和6年7月	・浸水面積: 約20ha(精査中) ・浸水家屋: 床上1戸、床下10戸	・来光川、柿沢川 ・洞川	・内水

今後の予定

- R8.9 指定に向けた手続き開始
(法定意見聴取開始)
- R8.12 特定都市河川・流域の指定
- 指定後 流域水害対策協議会の設置
流域水害対策計画の策定



特定都市河川指定までの動き

- R4~ 来光川の特定都市河川指定に向けて、国交省、静岡県、伊豆の国市、函南町で新田・原木・長崎・四日町地区内水対策勉強会を開催。以後定期的に開催し、指定に向けた調整を進めてきた
- R7.3 狩野川水系流域治水協議会において、来光川の特定都市河川指定を行うことに合意

特定都市河川浸水被害対策法の適用

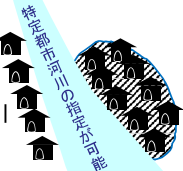
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

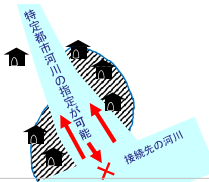
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

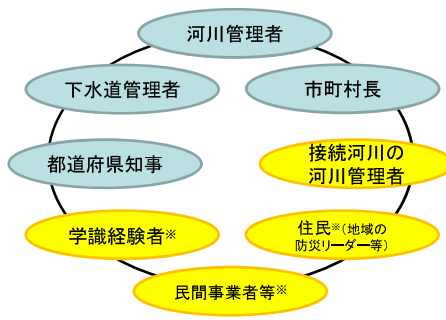
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

- （協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意
- （構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- （協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等

- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

- 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為の事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

提 供 日 2026/9/18

タイトル 一級河川狩野川水系洞川の「特定都市河川」指定に向けた手続き着手について

担 当 交通基盤部 河川砂防局河川企画課

連 絡 先 流域治水対策班 TEL 054-221-2458



幸福度日本一の静岡県

か の が わ どうがわ
**狩野川水系洞川流域において「特定都市河川」
の指定に向けた手続きに着手
～洞川流域で取り組む、流域治水の本格的実践～**

県は、狩野川水系洞川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手し、今後関係機関への意見照会等を行いますのでお知らせします。

○国土交通省及び県は、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定を拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を推進しています。

○この度、一級河川狩野川水系洞川において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。なお、国土交通大臣指定の一級河川狩野川水系来光川等も同時に手続きに着手しました。

○今後、同法第3条第9項の規定に基づき、関係機関（洞川流域に係る伊豆の国市長等）への意見聴取を行います。

（添付資料）

別紙	「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系洞川」の特定都市河川への指定
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

（同時配布先）

県政記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ

【問合せ先】

○交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	TEL (054)-221-2458
流域治水対策班 柴田、田中	
○交通基盤部 沼津土木事務所 企画検査課	TEL (055)-920-2212
清、杉山	